

事務連絡
令和2年5月27日

障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局
法人指導課長
障害福祉課長

学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、市内の学校等において、令和2年6月1日から新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮した分散登校により再開が予定されています。

つきましては、市内の放課後等デイサービスにおかれましては、下記のとおり対応をお願いします。

また、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（令和2年5月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の通知による対応を基本といたしますので、これに基づき適切なサービスの実施と感染拡大防止対策の徹底に努めていただくようお願いします。

記

1 サービスの提供について

放課後等デイサービスについては、学校等の分散登校による再開に伴い、感染拡大防止対策を徹底した上で児童の受け入れ体制の確保についてご配慮をお願いします。

2 報酬について

分散登校の期間中の放課後等デイサービスの報酬単価については、学校休業日単価を適用することとします。その場合は、「サービス提供実績記録票」の開始時間・終了時間に実際にサービスを提供した時間を記入し、備考欄に「分散登校」等わかるように記載してください。

また、尼崎市内の学校（小・中・高）の再開については、再開後2週間はクラスの児童生徒を2グループに分割した分散登校とし、学校生活に徐々に慣れさせるため授業時間も短縮し、3週目以降は通常授業の形とする予定であり、通常授業に戻った場合は、通常の単価となります。

なお、あまよう特別支援学校については、6月8日から分散登校を再開いたしますが、期間については未定のため、詳細が決まり次第、再度お知らせします。

以上